令和８年度第２回守山市公共下水道事業第９期経営計画（経営戦略）
中間見直し懇話会

１　日　時　　令和８年８月 31 日（月）午後３時 00 分から

２　場　所　　守山市役所　４階　41・42 会議室

３　出席者

（１）委員　　【敬称略】

	氏名	区分	備考
１	西谷　順平 （会長）	要綱第３条第２項第１号委員	立命館大学経営学部教授
２	北村　朋生	要綱第３条第２項第１号委員	デロイトトーマツ税理士法人 マネージングディレクター
３	小畑　良生	要綱第３条第２項第２号委員	自治連合会 学区選出
４	三品　きぬ江	要綱第３条第２項第３号委員	守山商工会議所女性会
５	村上　瞳	要綱第３条第２項第３号委員	女性人材バンク
６	今村　浩之 （職務代理者）	要綱第３条第２項第４号委員	守山市管工事業協同組合 理事長
７	松若　伸哉	要綱第３条第２項第５号委員	滋賀県　琵琶湖環境部 上下水道課　係長

（２）事務局

守山市上下水道事業所　　林下所長、玉川次長

施設工務課　　三好課長、小野参事、森田参事

経営総務課　　平田係長、村井主任、広瀬主事

４　当日次第

（１）開会

（２）自己紹介等

（３）下水道事業の投資財政計画（財政見通し）について

（４）その他

５　会議録要旨

発言者	会　議　内　容　（　要　旨　）
	<u>下水道事業の投資財政計画（財政見通し）について</u> ---　資料２を用いて事務局より説明【前半】　---

発言者	会　　議　　内　　容　　（　　要　　旨　　）
会長	事務局より下水道事業の現状と将来の見通しについて説明いただいた。 資料では、人口の見通しとして今後５年ほどは人口が増加し、その後減少に転じるとなっている。有収水量や使用料収入の推移をみると人口の変動に関わらずグラフ上では横ばいとなっているように見受けられるが、グラフの縦軸の単位が大きいことによるもので、人口の増減は反映されているものと認識いただきたい。 資料９ページの収益的収支について、令和７年度から令和８年度にかけて収支が２億 5,000 万円程度悪化して赤字となる想定をしているが、その要因について説明してほしい。
事務局	流域下水道維持管理負担金の増額改定と併せて、「琵琶湖流域下水道湖南中部処理区第９期経営計画」終了時における資金不足額の精算として 8,000 万円程度を特別損失として計上するため大幅な悪化を見込んでいる。
委員	資料７ページに記載されている令和７年度の「受託事業収益」と、８ページに記載されている「受託事業費」とは何か。
事務局	雨水幹線関連で三宅ポンプ場という施設があるが、その施設は県の建物となっている。三宅ポンプ場の維持管理について、守山市が県から委託を受けていることから生じる収益である。令和７年度については、施設内に堆積していた大量の土砂を処理するための費用を請求したことから、他の年度に比べて大きな額を計上した。
会長	資料 13 ページには企業債残高について記載されている。今後、企業債の残高は減少していく見込みとなっており、先ほどの水道事業と比較すると健全であるように見える。下水道事業の場合は、県の下水道管にさえ繋げてしまえば汚水の処理は県が行ってくれるため大規模な工事も予定しておられないようだが、流域下水道維持管理負担金の増額や物価高騰については影響を受けるだろう。
委員	17 ページについて、令和 13 年度以降の流域下水道維持管理負担金が増えているが、再度の増額を見込んでのことか。
事務局	どの程度上がるかは不明であるため、令和８年度と令和 10 年度の上昇幅を参考にして増額させている。
	--- 資料２を用いて事務局より説明【後半】 ---

発言者	会　　議　　内　　容　　（　　要　　旨　　）
会長	流域下水道維持管理負担金の増額という要因はあるものの、水道事業の料金改定率 40%に比べると緩やかな上昇幅（10%）の試算となっている。 雨水と下水の関係について整理しておくと、下水道については受益者負担の考え方で使った分だけ負担してもらう仕組みとなっているが、下水道使用料には雨水の処理費用は含まれていないため、その分が赤字となる性質がある。その分については、市の一般会計から補ってもらう形になる（一般会計繰入金)。
委員	料金改定率は 10%と試算しておられるが、実際に改定すると一般家庭への影響額はどの程度を想定しているか。
事務局	１世帯２人で、２ヶ月で 29 立方メートル使用される家庭の場合では、１ヶ月あたり 390 円の増額を想定している。年間に換算すると 2,340 円の負担増となる。 ただし、水道事業でも説明したとおり、今回の試算はあくまで「下水道事業全体で不足する財源を確保するために、使用料収入を全体で 10%増やす必要がある」という試算をベースにしている。実際にこの 10%の改定をどのような料金体系（基本料金と従量料金の比率など）で配分していくかについては、今後さらに検討を深めていく必要がある。
委員	下水道事業は一般会計からの繰入金が認められているとのことだが、考えようによっては、本来一般会計で使うべき予算が圧迫されるということにはならないのか。
事務局	総務省が設定している繰出基準に倣って処理しているが、繰出基準に基づいた処理については、地方交付税等の財政措置が受けられると聞いている。 ただ、今村委員のご指摘のとおり一般会計からの繰入金に頼ることについては議論があり、そのあたりを今回のような経営戦略を策定するうえで考慮している自治体もあるようだ。
会長	今回の料金改定率 10%という試算に対して、過不足があるという意見があれば議論の余地はあるがいかがか。 これくらいの料金改定が必要だとご理解いただけるのであれば本日の議論は以上とさせていただきたい。 （了）